

## さきたま古墳公園における「子どもの遊び場」の整備事業基本構想(案)に対する意見を募集します

さきたま古墳公園内に、多世代でさまざまな人の憩いの場となる「屋内型遊び場」および「外遊び場」の整備に当たり、整備に関する基本的方針等を定めた基本構想の策定を進めています。

このたび、基本構想(案)がまとまりましたので、市民の皆さんから、広く意見を募集します。

- ▶ **募集期間** 4月12日(日)～5月11日(月)
- ▶ **閲覧場所** 子ども未来課、市政情報コーナー、南河原支所、市ホームページ
- ▶ **意見の提出が可能な方**
  - (1)市内在住の方
  - (2)市内で事業を行っている方または団体など
  - (3)市内在勤・在学の方
  - (4)市に対して納税義務を有する方または団体など
  - (5)当該計画に対して利害関係を有する方または団体など

- ▶ **提出方法**

前項のうち該当する番号(1)～(5)と、個人の場合は住所、氏名、電話番号を、法人など団体の場合は事務所の所在地、名称、代表者の氏名、電話番号を明記の上(様式自由)、持参、郵送、FAX、Eメール、行田市電子申請・届出サービスのいずれかの方法で提出してください。

【持参・郵送】〒361-8601 行田市本丸2-5 行田市子ども未来課  
【FAX】556-3551  
【Eメール】k-asobiba@city.gyoda.lg.jp

- ▶ **その他**
  - ・電話や口頭での受け付けは行いません。
  - ・個別の回答は行いません。
  - ・個人を特定できないように編集し、概要を市ホームページで公表します。
  - ・意見に基づいて計画を修正した場合は、その内容を公表します。
- ▶ **問い合わせ** 同課子ども・子育て担当(内線257・297)



市ホームページ

## 行田市忍・行田・埼玉・太田中学校区義務教育学校(仮称)基本構想(案)に対する意見を募集しています

教育委員会では、「行田市義務教育学校設置に向けた再編計画」に基づき、令和12年度に忍・行田・埼玉・太田中学校区を通学区域とするエリアに義務教育学校(以下「Bブロック新校」)を設置することを目指し、取り組みを進めています。

このたび、Bブロック新校の整備に向けた設計や工事を進める上での基本的な考え方や指針を示す「行田市忍・行田・埼玉・太田中学校区義務教育学校(仮称)基本構想(案)」がまとまりましたので、市民の皆さんから広く意見を募集します。

- ▶ **募集期間** 4月17日(金)まで
- ▶ **閲覧場所** 市政情報コーナー、南河原支所、市ホームページ
- ▶ **意見の提出が可能な方**
  - (1)市内在住の方
  - (2)市内で事業を行っている方または団体など
  - (3)市内在勤・在学の方
  - (4)市に対して納税義務を有する方または団体など
  - (5)当該計画に対して利害関係を有する方または団体など

- ▶ **提出方法**

前項のうち該当する番号(1)～(5)と、個人の場合は住所、氏名、電話番号を、法人など団体の場合は事務所の所在地、名称、代表者の氏名、電話番号を明記の上(様式自由)、持参、郵送、FAX、Eメールのいずれかの方法で提出してください。

【持参・郵送】〒361-0052 行田市本丸2-20 行田市教育委員会教育総務課  
【FAX】556-0770  
【Eメール】kyouiku-s@city.gyoda.lg.jp

- ▶ **その他**
  - ・電話や口頭での受け付けは行いません。
  - ・個別の回答は行いません。
  - ・個人を特定できないように編集し、概要を市ホームページで公表します。
  - ・意見に基づいて計画を修正した場合は、その内容を公表します。
- ▶ **問い合わせ** 同課学籍・学校再編担当(内線5307)

## 行田市景観計画を策定しました

本市は、令和7年5月1日に主体的に景観まちづくりに取り組む「景観行政団体」となり、このたび景観法に基づく「行田市景観計画」を策定しました。

この計画は本市の自然、歴史、文化と調和した景観形成を図り、きめ細やかな景観の誘導を行うための基本的な方針や行為の制限に関する事項を定めています。令和8年4月1日から周知期間を設け10月1日から運用を開始しますので、届出対象行為に該当する場合には、行田市景観条例に基づく届け出および事前協議が必要となります。

- ▶ **閲覧場所** 市政情報コーナー、南河原支所、市ホームページ、都市計画課
- ▶ **問い合わせ** 同課計画担当 ☎550-1550

## 縦覧・閲覧制度を利用して固定資産の確認ができます

固定資産税の納税に先立ち、「縦覧帳簿の縦覧」や「固定資産課税台帳の閲覧」によって、固定資産の内容を確認することができます。

### 縦覧帳簿の縦覧

土地または家屋に固定資産税が課税されている方は、縦覧帳簿で市内の土地または家屋の価格を縦覧することができます。

- ▶ **日時** 4月1日(水)～6月1日(月)(土曜日、祝日を除く)  
【月～金曜日】午前8時30分～午後5時15分  
【日曜日】午前8時30分～正午
- ▶ **場所** 税務課資産税担当

### 固定資産課税台帳の閲覧

固定資産税の納税義務者は、4月1日から令和8年度課税台帳を閲覧し、所有する固定資産の課税内容を確認することができます。

また、借地および借家人も、賃借権などの目的である固定資産に限って閲覧することができますが、賃貸借契約書などの確認を必要とします。詳しくは同課までお問い合わせください。

- ▶ **お願い**

縦覧および閲覧ができる方かどうかを確認するため、運転免許証やマイナンバーカードなど本人確認ができるものを持参してください。また、代理の方が来る場合は、委任状なども併せて持参してください。

- ▶ **問い合わせ** 同課資産税担当(内線233・234)

## 国保税の納付に口座振替をご利用ください

「埼玉県国民健康保険運営方針(第3期)」に基づき、4月1日から「行田市国民健康保険税の普通徴収に係る納付方法に関する要綱」を施行したことに伴い、特別徴収(年金からの天引き)の世帯を除き、口座振替による納付が原則となりました。

これは、国民健康保険税の納期内納付を促進し、収納率の向上や国保制度の安定化などを図る取り組みの一環として実施するものです。口座振替納付を強制するものではありませんが、便利で納め忘れのない口座振替への切り替えに、ご協力をお願いします。

- ▶ **口座振替の申し込み方法は、市ホームページをご確認ください。**
- ▶ **問い合わせ** 健康課保険年金担当(内線271～273・291)



国保税の口座振替について 納付について

## 令和8年4月から介護保険料・後期高齢者医療保険料がコンビニ納付できるようになりました

これまで介護保険料・後期高齢者医療保険料の納付は、金融機関や郵便局、市役所などに限られていましたが、4月からコンビニエンスストアでも納付することができるようになりました。これにより、日本全国、休日・夜間、時間を問わず納付できます。※コンビニ納付できるのは、令和8年4月以降に発行されたバーコードのある納付書に限ります。

- ▶ **コンビニ納付の注意点や取り扱い店舗など**

詳しくは市ホームページをご確認ください。
- ▶ **その他**

保険料の納付については便利な口座振替もありますので、ぜひご利用ください。
- ▶ **問い合わせ**

介護保険料については高齢者福祉課介護保険担当(内線276)、後期高齢者医療保険料については健康課保険年金担当(内線227)、納付の相談については収納課収納担当(内線237)



市ホームページ

## 高次脳機能障害者支援法が施行されます

高次脳機能障害とは、病気や事故による脳の損傷により、「記憶がうまくできなくなる」「集中力が続かなくなる」「感情をコントロールしづらくなる」といった、記憶、注意力、感情などに影響が生じる障害です。

この障害の特性などについて理解を深めていくため、4月1日から高次脳機能障害者支援法が施行されます。この機会に、この障害に関する理解を深め、共生社会の実現を目指しましょう。

- ▶ **問い合わせ** 福祉課障がい福祉担当(内線265)

## 行田市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定委員会の委員を募集します

市では、令和9年度から令和11年度までを計画期間とする「高齢者保健福祉計画」および「介護保険事業計画」を策定します。そこで、皆さんの意見を反映するため、策定委員会委員を募集します。

- ▶ **応募資格**
  - ・市内在住の方
  - ・平日昼間に開催する会議(年6回程度)に出席できる方
  - ・応募日現在、本市の審議会などの委員になっていない方および前回計画策定委員会の委員の職にない方
- ▶ **募集人数**
  - ・65歳以上の方(令和8年4月1日現在 第1号被保険者)・・・1人
  - ・40歳以上65歳未満の方(令和8年4月1日現在 第2号被保険者)・・・1人
- ▶ **任期** 計画の策定から計画期間最終年度(令和11年)の5月末日まで
- ▶ **応募方法** 5月1日(金)午後5時までに二次元コードを読み取り必要事項を入力し送信するか、住所、氏名(フリガナ)、生年月日、年齢、電話番号、応募理由を記入した書類(様式自由)を持参または郵送してください。  
【持参・郵送】〒361-8601 行田市本丸2-5 行田市役所高齢者福祉課
- ▶ **その他** 応募者多数の場合は、公開抽選により決定(日時は後日連絡)
- ▶ **問い合わせ** 同課地域包括ケア担当(内線290)



電子申請・届出サービス